

パレスチナ人の抵抗権とイスラエルの自衛主張

2023年10月7日に始まったガザ地区へのイスラエル軍の攻撃は、驚くべき破壊と人命の損失をもたらしました。61,200人以上のパレスチナ人が殺害され、その推定80%が民間人であり、ラファなどの都市が完全に破壊され、ガザのインフラの80%が病院、学校、水道システムを含めて壊滅しました。この攻撃は通常の「戦争」とは分類できません。2つの主権国家間の武力紛争ではなく、占領国による支配下の民間人に対する攻撃です。このエッセイでは、3つの関連する法的ポイントを主張します：(1) パレスチナ人は国際法の下で占領に対する抵抗の権利が認められている、(2) 占領国であるイスラエルは、国連憲章第51条に基づく自衛を法的根拠としてガザでの軍事作戦を正当化することはできない、(3) イスラエルの行動は、違法な占領、アパルトヘイト、法的規範の体系的な無視を含む、国際法の繰り返しが重大な違反を構成します。

パレスチナ人の占領に対する抵抗の権利

外国の占領に対する抵抗の権利は、国際法にしっかりと根ざしています。この権利は、国連憲章第1条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）に規定された自己決定の原則に由来します。1967年以来、ヨルダン川西岸、東エルサレム、ガザでイスラエルの占領下にあるパレスチナ人にとって、この権利は特に緊急性があります。

国連総会は、複数の決議で抵抗の合法性を確認しています。決議37/43（1982年）は、「独立、領土保全、国家統一、植民地支配や外国支配、外国占領からの解放のための人民の闘争の合法性」を、武装闘争を含むあらゆる利用可能な手段によって宣言しています。さらに、ジュネーブ条約追加議定書I（1977年）の第1条（4）は、外国の占領や植民地支配に抵抗する人民が関与する武力紛争を国際的な武力紛争として認め、国際人道法（IHL）に基づくそのような闘争の合法性を付与します。

イスラエルは2005年にガザから入植地を正式に撤退しましたが、国際司法裁判所（ICJ）は2024年7月の勧告的意見で、イスラエルがガザの国境、領空、海上アクセスを効果的に支配しているため、ガザは国際法上依然として占領されていると再確認しました。この法的地位は、パレスチナ人の占領に対する抵抗の権利を活性化します。

占領地に対する自衛の主張ができないイスラエル

イスラエルはしばしば国連憲章第51条を引用して、軍事行動を自衛として正当化します。しかし、占領地という文脈ではこの法的根拠は適用できません。ICJの2004年の「パレスチナ占領地における壁の建設の法的影響」に関する勧告的意見は、第51条に基づく自衛は他国による武力攻撃への対応にのみ適用されると明確にしました。裁判所は次のように断言しました：

「憲章の第51条は…この場合に関連性がない。なぜなら、イスラエルはそれに対する攻撃が外国に帰属すると主張していないからである。」(ICJ、2004年、段落139)

その代わり、占領国として、イスラエルは1949年の第四ジュネーブ条約に拘束され、占領下の人口に対する義務を規定しています。これには、民間人の保護（第27条および第33条）、集団的処罰の禁止、食料、水、医療などの必須資源へのアクセスを確保する義務（第49条および第55条）が含まれます。

ガザでのイスラエルの軍事的行為は、これらの義務を明白に違反しています。61,200人以上のパレスチナ人の死（そのほとんどが女性と子供）、住宅、病院、学校の80%の破壊は、正当な安全保障の理由では正当化できません。2007年以来続いているガザの包囲と封鎖は、IHLに基づく集団的処罰を構成し、国連ガザ紛争調査ミッション（2009年）およびアムネスティ・インターナショナル（2024年）によってそのように非難されています。

特に重大だったのは、2024年5月のラファへの攻撃で、ICJが「南アフリカ対イスラエル」ジェノサイド事件で発した暫定的措置に反して開始されました。この作戦は120万人のパレスチナ人を避難させ、人道援助の主要な玄関口であるラファ国境を閉鎖し、人道危機をさらに悪化させました。ガザの環境と農業インフラの破壊、植物の80%、農地の70%、地下水井の47%、水タンクの65%の破壊は、占領国が人口の食料と医療供給を確保する義務を定めた第四ジュネーブ条約第55条に違反します。

繰り返される違反と法的規範の侵食

イスラエルのパレスチナ占領地（OPT）における政策は、国際法の違反と法的義務の無視の一貫したパターンを示し、類似の行為を他国に対して非難しています。これらの違反は、3つの主要な領域で明らかです：

拡張主義と違法な入植地

第四ジュネーブ条約第49条（6）に基づき、占領者の人口を占領地に移転することは禁止されています。しかし、イスラエルは2009年から2020年の間にヨルダン川西岸で約24,000の入植者住宅ユニットの建設を許可し、67万5千ドゥナムのヨルダン川西岸の土地を入植地のために管理しています。これらの行動は、パレスチナの領土を分断し、将来のパレスチナ国家の存続可能性を損ないます。

ICJの2024年の勧告的意見は、これらの入植地の違法性を再確認し、イスラエルに対し、それらを解体し、2025年9月までに占領を終了するよう命じました。さらに、イスラエルによる共有天然資源の過剰な利用、山岳帯水層の水供給の90%の搾取は、占領地での資源搾取に関するIHLの禁止に違反します。

人道に対する罪としてのアパルトヘイト

国際人権団体、アムネスティ・インターナショナル（2022年）およびヒューマン・ライツ・ウォッチ（2021年）を含む、は、イスラエルの政策が国際法に基づくアパルトヘイトに相当すると判断しました。1973年のアパルトヘイト条約およびローマ規程第7条（2）（h）は、アパルトヘイトを一つの人種集団による他集団に対する体系的な抑圧の制度化された体制と定義します。

イスラエルの体制はこの定義を満たしています：

- **二重の法的システム**：ヨルダン川西岸のパレスチナ人は軍事法の対象であり、ユダヤ人入植者は民法の保護を受けます。
- **強制移住**：数万人のパレスチナ人が居住権を失い、35以上のベドウィン村が未承認のままです。
- **国籍差別**：OPTのパレスチナ人は無国籍のまま、イスラエルの市民権も主権のあるパレスチナ国家も否定されています。

ICJの2024年の判決は、体系的な支配と抑圧が法的に確立されたとして、アパルトヘイトの指定を確認しました。

無差別かつ過剰な軍事力の使用

ガザでのイスラエルの軍事的行為は、IHLの区別、比例、必要性の原則を繰り返し違反します。ローマ規程第8条に基づく特定の戦争犯罪には以下が含まれます：

- **民間人または民間インフラを標的にすること**（第8条（2）（b）（ii））
- **過剰な攻撃**（第8条（2）（b）（iv））
- **戦争の手段としての民間人の飢餓**（第8条（2）（b）（xxv））

例としては以下が含まれます：

- 2024年4月16日のアル・マガジ難民キャンプへの空爆で、10人の子供を含む15人の民間人が死亡。
- 2024年10月のアル・タバイン学校およびシュハダ・アル・アクサ・モスクへの爆撃で、100人以上が死亡。
- 217人のジャーナリスト、120人の学者、224人の人道援助工作者（UNRWA職員179人を含む）の死亡。

これらの行為はガザの大部分を居住不可能にし、民族浄化の基準を満たし、ICJが2024年1月および5月に指摘したように、ジェノサイドの可能性があります。

二重基準と法的例外主義

その違反にもかかわらず、イスラエルは国際法の適用可能性に定期的に異議を唱えます。イスラエルの当局者は、ヨルダン川西岸とガザが「占領」ではなく「係争中」の領土であると主張し、ICJの判決を非拘束的として退けます。しかし、イスラエルはイラン、ヒズボラ、またはICC自体を非難するために国際法を頻繁に引用します。この選択的な遵守は法の支配を侵食し、

特に国連安全保障理事会での米国の拒否権によるイスラエルの一貫した保護を考慮すると、意味のある責任を妨げます。

結論

イスラエルのガザへの軍事攻撃は、合法的な自衛行為ではなく、国際法の重大かつ継続的な違反を構成します。占領国として、イスラエルは支配する人口に対して戦争を仕掛ける法的権利を持っていません。パレスチナ人の占領に対する抵抗の権利は国際法に定められていますが、その抵抗は人道規範に準拠する必要があります。イスラエルの体系的な違反—戦争犯罪、集団的処罰、アパルトヘイト、拡張主義を含む—は、緊急の国際的責任を要求します。ICJの2024年の判決と、人権団体からの増え続ける証拠は、免責がこれ以上容認されないことを明確にしています。国際法を維持するには、イスラエルの行動が例外としてではなく、犯罪として扱われる必要があり、ジェノサイQuanド条約、ローマ規程、国連憲章の原則に基づき、共謀する外国も含めて同等に責任を負う必要があります。